平成２８年９月７日

飯塚市長　齊　藤　守　史　様

体育館等施設整備検討委員会
委員長　　樺　島　典　仁

飯塚市第１体育館等の方向性について（中間報告）

本委員会は、市長の諮問を受け、本年６月３０日に、学識経験者、関係団体からの推薦者、市民公募からなる１７名の委員で発足しました。

委員会では、昭和４７年に建築供用された飯塚市第１体育館の現状、問題点を隣接する第２体育館とともに確認し、大規模改修、建て替えの方向性について検討した結果、下記のような結論となりましたので、中間報告いたします。

なお、今後は、新体育館の基本方針、機能、規模、位置等の検討を行い、最終答申を行うこととしております。

記

１．飯塚第１体育館及び飯塚第２体育館の建替え又は改修の方向性について

飯塚第１体育館は、隣接する第２体育館とともに建て替えが望ましい。

（理由）

①現飯塚第１体育館は、昭和５６年に制定された新耐震基準以前の建築物であることを踏まえると、耐震基準を充足しておらず、また老朽化も著しく、バリアフリーに配慮した施設となっていないこと。

②築４４年が経過しており、耐震補強及び大規模改修を行っても、一般的には、耐用年数は２０年程度しかないことから、市の今後の長期的な財政支出等を考慮すると、建て替えることが望ましいこと。

③大規模改修を行っても、現飯塚第１体育館で開催する大規模・中規模大会時の駐車場が不足しているなど、運営に支障が多い状況は解消できないこ

と。

④大規模改修は、エレベーターの新設や空調等の設備関係を更新することで、問題解消はできると考えられるが、現状の建造物を使用することから、耐震壁の設置や、エレベーターの新設等バリアフリーへの対応を考えると、有効床面積は現状より狭くなり、競技面積や必要な諸室等の縮小、また避難所として新たな防災拠点機能を付加できないなどの支障が生じること。

⑤市の中央体育館としての位置づけを持ち、飯塚第１体育館を建替えるにあたり、隣接し、サブアリーナとしての機能を持つ現飯塚第２体育館は、新耐震基準以降の建築物であり、耐震基準は充足しているものの、老朽化が著しく、近々中に大規模改修が必要であることを踏まえると、第１体育館とともに建替えを検討すること。

1　飯塚市体育館等施設整備検討委員会規則

飯塚市体育館等施設整備検討委員会規則

（趣旨）

第1条　この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例（平成18年飯塚市条例第21号）第3条の規定に基づき、飯塚市体育館等施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条　委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　飯塚第１体育館等の建替え又は改修の方向性に関すること。

(2)　飯塚第１体育館等の建替え又は改修に係る基本的計画に関すること。

(3)　その他飯塚第１体育館等の建替え又は改修に関して、市長が特に必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条　委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員18人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 自治会連合会理事会より推薦された者

(3) 関係団体より推薦された者

(4) 公募による者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条　委員は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときは、解職されるものとする。

2　委員が委嘱されたときにおける当該身分又は要件を欠くに至ったときは、その委員は解職されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第8条　委員会の会議は公開とする。ただし、飯塚市情報公開条例（平成18年飯塚市条例第10号）第8条各号の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（専門的協議機関の設置）

第9条　委員会は、第2条に掲げる事項について専門的な協議及び検討を行う機関を置くことができる。

（庶務）

第10条　委員会の庶務は、こども・健康部健幸・スポーツ課において処理する。

（委任）

第11条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

2　検討委員会委員

飯塚市体育館等施設整備検討委員会　委員名簿

No.	役　職	氏　　名	所　　属	備　　考
1	委員長	樺　島　典　仁	行財政改革推進委員会	
2	副委員長	小　池　　博	近畿大学産業理工学部 建築・デザイン学科	
3	委　員	水ノ江　　廣	自治会連合会	
4	〃	逢　坂　忠　男	自治会連合会	
5	〃	渡　辺　康　臣	自治会連合会	
6	〃	江　島　康　博	自治会連合会	
7	〃	小　松　健　一	自治会連合会	
8	〃	山　本　利　幸	自治会連合会	
9	〃	赤　間　公　輔	飯塚市体育協会	
10	〃	岡　松　妙　子	飯塚市スポーツ推進委員協議会	
11	〃	中小原　知　子	飯塚市バドミントン連盟	
12	〃	瓜　生　恵　美	飯塚市ママさんバレーボール連盟	
13	〃	長　野　文　彦	飯塚市剣道協会	
14	〃	山　下　博　子	市民公募	
15	〃	北　村　美佐子	市民公募	
16	〃	椋　本　泰　子	市民公募	
17	〃	山　崎　　博	市民公募	

「街なか子育てひろば」の概要

1、設置目的

現在、東町商店街にて運営している「街なか子育てひろば」を中心市街地活性化事業の中の飯塚本町東地区土地区画整備事業において、整備し移転するものです。

親子で遊べる場所を提供し、子育てに関する相談等を行うことにより、子育て家庭の支援を図り、子育てを応援しようとするものです。

2、設置場所

飯塚市本町 11 番 10 号

3、開設時期

平成 28 年 10 月 1 日（土）

4、施設の規模

延床面積：1,099.66 ㎡

1 階床面積 528.31 ㎡（駐車場）

2 階床面積 547.01 ㎡（プレイルーム、親子サロン、授乳室等）

塔屋床面積 24.34 ㎡（屋上）

5、開設時間及び休日

午前 8 時 30 分～午後 5 時

日及び国民の祝日は休日

6、最大利用人員

最大 72 組（144 人）の親子が同時に利用可能

保育所基準面積から算定

親子 1 組の必要面積　4.95 ㎡（ほふく室 3.3 ㎡＋乳児室 1.65 ㎡）

算定式

プレイルーム床面積 283.92 ㎡、親子サロン床面積 75.64 ㎡合計床面積 359.56 ㎡を基準とする。

359.56 ㎡÷4.95 ㎡＝72.6 組≒72 組

7、実施事業

①子育て家庭の親子が交流するための場の提供と交流促進

②子育てに関する相談・援助

③子育て関連情報の収集と提供

④子育て・子育て支援に関する講習会等の実施

⑤子育て地域支援活動の実施（地域へ出向いた活動の継続実施）

8、職員配置（予定）

所長１名、主任１名、臨時職員２名

9、利用料

無料とし、受付時に住所、氏名、人数等の記入をお願いする。

10、駐車場

街なか子育てひろば１階駐車場の利用は無料

飯塚立体駐車場及び本町駐車場の利用については４時間の利用料免除

街なか子育てひろば位置図

街なか子育てひろばは移転します

誠に勝手ながら移転作業に伴い、現在の施設での開所は９月１７日(土)までとさせていただきます

ご迷惑をおかけして申し訳ありません

平成２８年１０月１日（土）プレオープン♫

開所日　月曜日～土曜日
（祝日を除く）
８：30～17：00

新住所：飯塚市本町 11-10
（無料駐車場　10台）
TEL&FAX　0948-22-3809
Eメール kosodate-hiroba@city.iizuka.lg.jp

どうぞ気軽に遊びにきてください！

「遊び場がない」「誰かと話がしたい」「子育て中のママ友がほしい」「いろんな情報が知りたい」「育児に疲れている」「子育ての悩みがあるけど…」「こんなはずじゃなかった」と思うことはありませんか？
街なか子育てひろばは、そんな疑問や悩みを一緒に考えながら、楽しく子育てをしていけるように応援するところです。いつでも自由に遊べて、人とふれあい、楽しく過ごせる場所です。

１０／１５（土）
永楽まちびらきフェスタにおいて開所式を行います
ご来場お待ちしております

厚 生 委 員 会 資 料
平成28年9月26日提出

障がい者相談支援事業にかかる今後の取組について

～ 基幹相談支援センターの設置 ～

障がい者相談支援事業の方向性

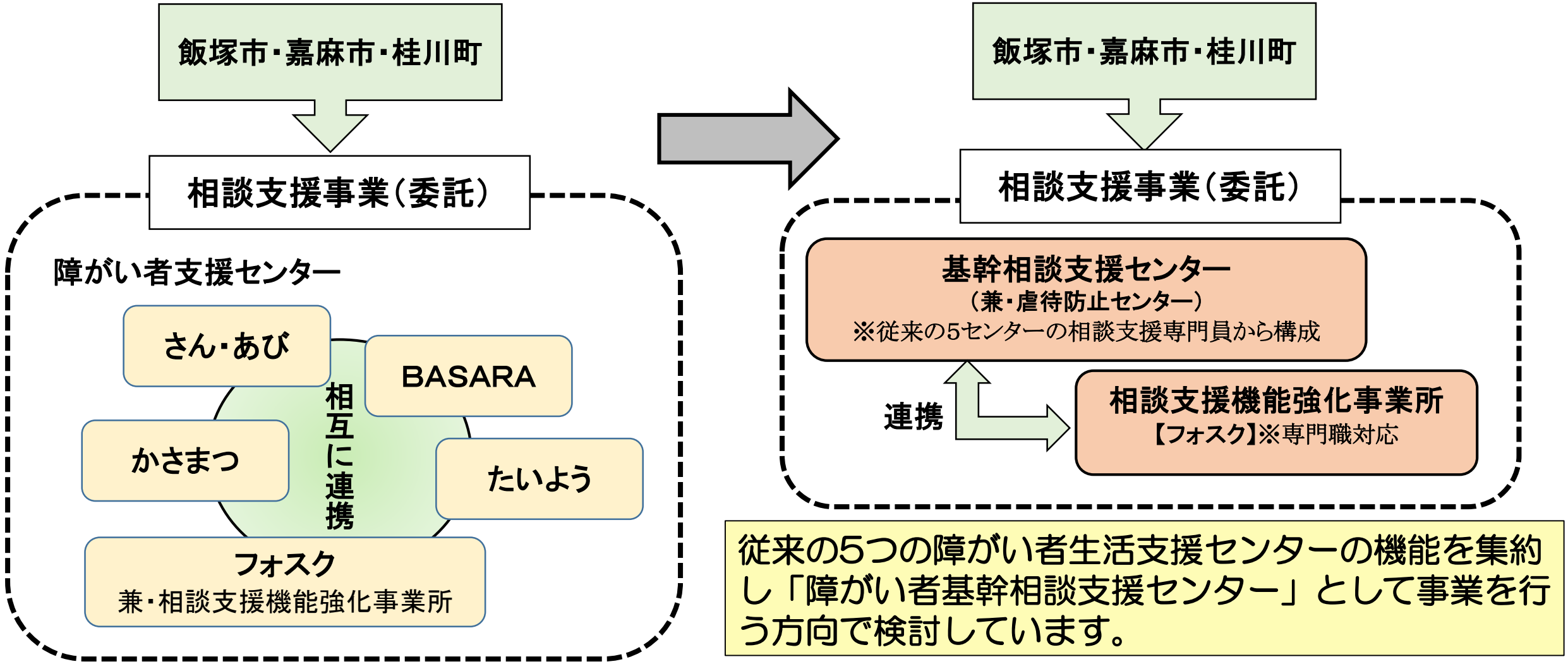

従来の5つの障がい者生活支援センターの機能を集約し「障がい者基幹相談支援センター」として事業を行う方向で検討しています。

飯塚圏域の相談支援事業の現状

障がい者生活支援センター（飯塚市・嘉麻市・桂川町で共同委託）

※障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定されている地域生活支援事業

5法人に委託

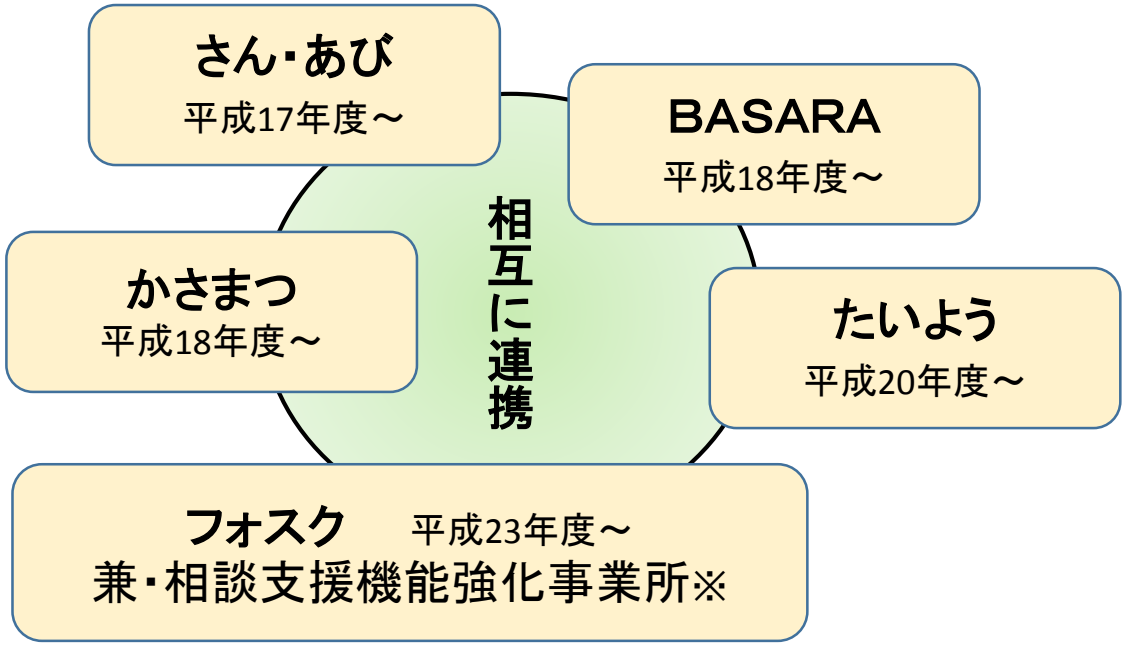

障がいに関する様々な相談

- 病気の不安
- お金の心配
- 家族や友人との人間関係や仕事の心配
- 福祉サービス利用の問い合わせ
- 関係機関の紹介や連絡調整
- 当事者や家族に対する生活面での支援

など

※相談支援機能強化事業所
　主に発達障がい児を対象とした療育面における圏域の相談支援機能を強化するため、児童の評価や訓練プログラム等に関する専門職員を配置する形で事業を実施

飯塚圏域の相談支援環境の変化①

○計画相談支援の重要性

平成24年度障害者自立支援法改正により、
障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、「障害福祉サービス等の利用計画」をすべての障がい福祉サービス利用者に対し作成することになった。

「サービス等利用計画」を作成する「指定特定相談支援事業所」が圏域の法人事業所で開設された。

圏域の
事業所数
24

「指定特定相談支援事業所」数の推移

	H24	H25	H26	H27
飯塚市	5	6	11	14
嘉麻市	3	5	5	9
桂川町	0	0	1	1

相談支援事業所の増加により利用者が相談できる等の社会資源が圏域に整ってきた。

一方で、

計画相談支援の質の確保が必要
⇒研修会、事例検討の企画運営による相談支援事業者の人材育成をサポート

飯塚圏域の相談支援環境の変化②

○地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の重要性

平成26年度改正精神保健福祉法が施行されるなど、精神科病院における長期入院者の退院を促進する仕組みづくり等が関係機関において進められる。

それに対応した専門的な相談支援の重要性が増してきた。

精神障がい者の地域生活への移行促進が必要

⇒障がい者支援施設や精神科病院等への普及啓発
⇒地域生活を支えるための体制整備の調整

飯塚圏域の相談支援環境の変化③

○障がい者虐待事案の対応の重要性

平成24年10月障害者虐待防止法の施行後、虐待に関する問い合わせや相談・通報等が、27年度では9件で、障がい者虐待防止センターの役割を持つ職員の虐待相談対応への時間が増加している。

① 高度な相談支援や協議・調整が必要
② 一般的な相談と多問題事例に対する業務体制の見直しが必要

⇒専門的な支援を要する困難ケースへの対応窓口の充実
⇒圏域の相談支援事業者等との連携

基幹相談支援センターの役割①

平成24年度改正法により制度化

相談支援体制の強化

設置根拠：総合支援法77条及び77条2

（1）業務内容

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※総合支援法77条1項3号4号、地域生活支援事業実施要綱より抜粋

①総合的・専門的な相談支援の実施

障がいの種別や各種ニーズに対応する
- ・総合的な相談支援の実施
- ・専門的な相談支援の実施

②地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・相談支援事業者への人材育成
- ・相談機関との連携強化の取組

③地域移行・地域定着の促進の取組

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係る調整

④権利擁護・虐待の防止

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・虐待防止（兼・虐待防止センター）

基幹相談支援センターの役割②

（2）人員体制

地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

※地域生活支援事業実施要綱より

平成28年度
県内の基幹相談支援センターの設置状況

【県内13カ所に設置】
福岡市、北九州市、久留米市（4カ所）、
直鞍地区、大川市、行橋市、小郡市、
八女地区、新宮町、宗像市

最近では、
平成28年5月　**直鞍地区2市2町**が体制を見直し、センター設置
平成28年7月　**久留米市**が基幹センターを設置

県内でも相談支援の充実・強化のため設置が進んでいる。

飯塚圏域における
基幹相談支援センター体制図（案）

＊ワンストップ相談窓口
＊相談支援事業所等の中核的役割

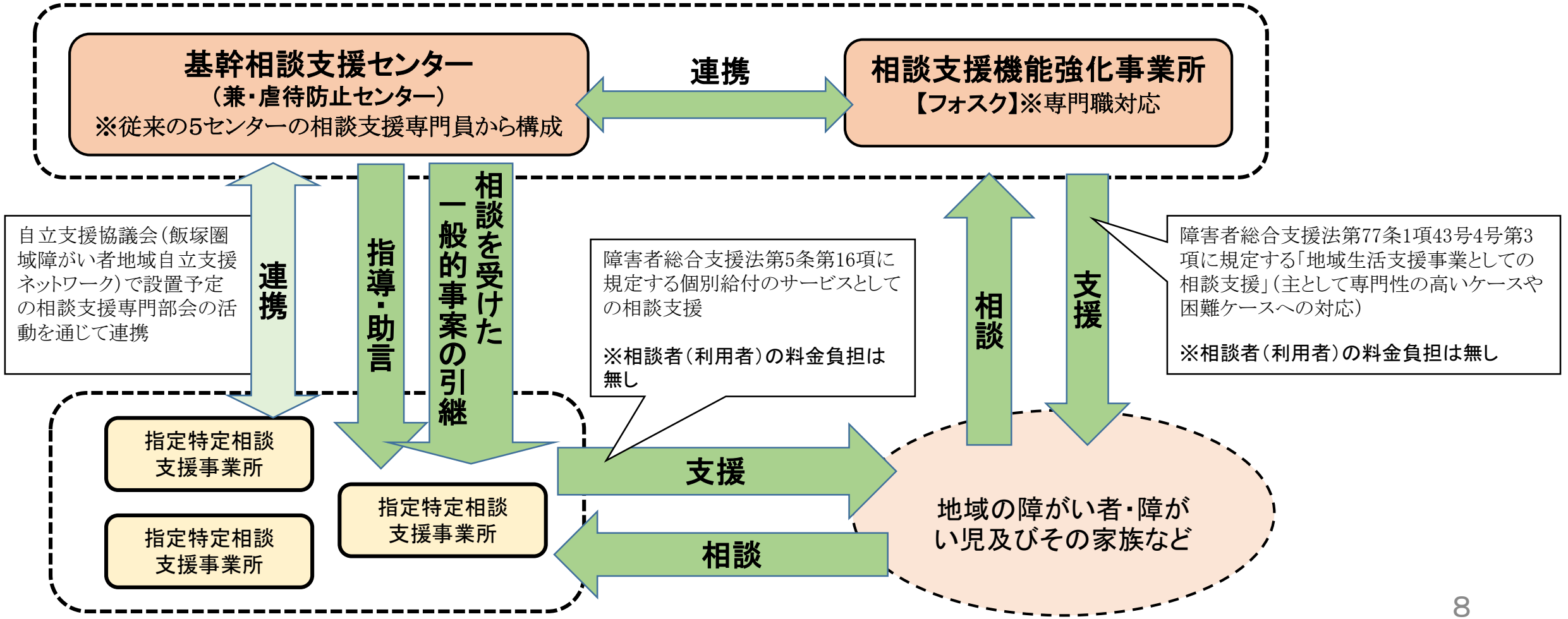

飯塚圏域における基幹相談支援センターの運営について①

（1）業務内容

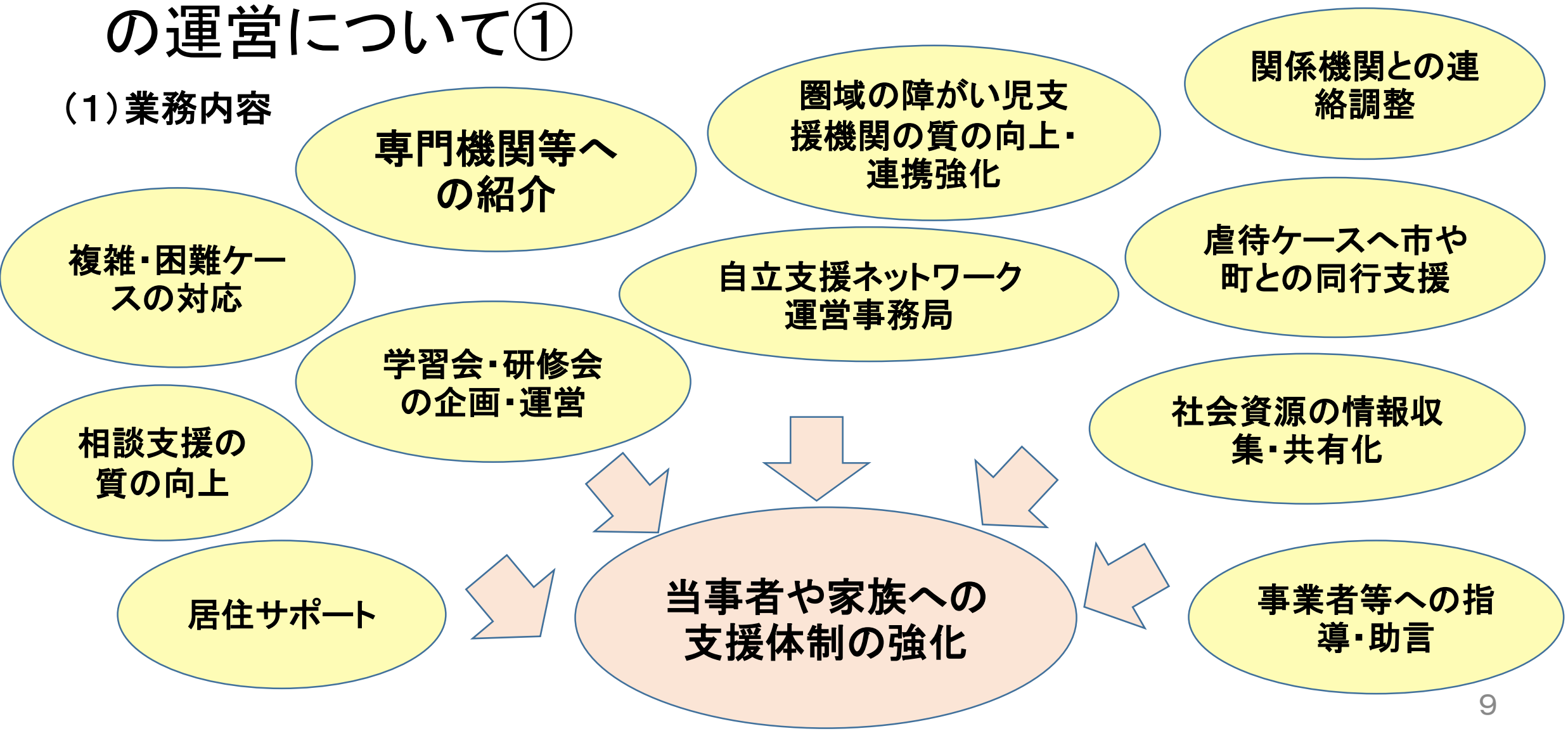

飯塚圏域における基幹相談支援センターの運営について②

（2）人員体制等

・常駐の専門的職員を配置
・業務責任者として、常勤職員のうち1名をセンター長とする。
・常勤職員は、概ね、週40時間（月20日程度）の勤務
・非常勤職員は、週25時間以上（月13日程度）の勤務
・非常勤職員の、指定相談支援事業所又は地域活動支援センター事業所との兼務は業務に支障がない範囲で可能とする。
・専門的職員は、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師等の資格を有し、障がい者等の相談支援業務に関し5年以上の実務経験を有するものを配置する。

事業費の財源の比較

制度を活用することにより、補助金の割合が増える。

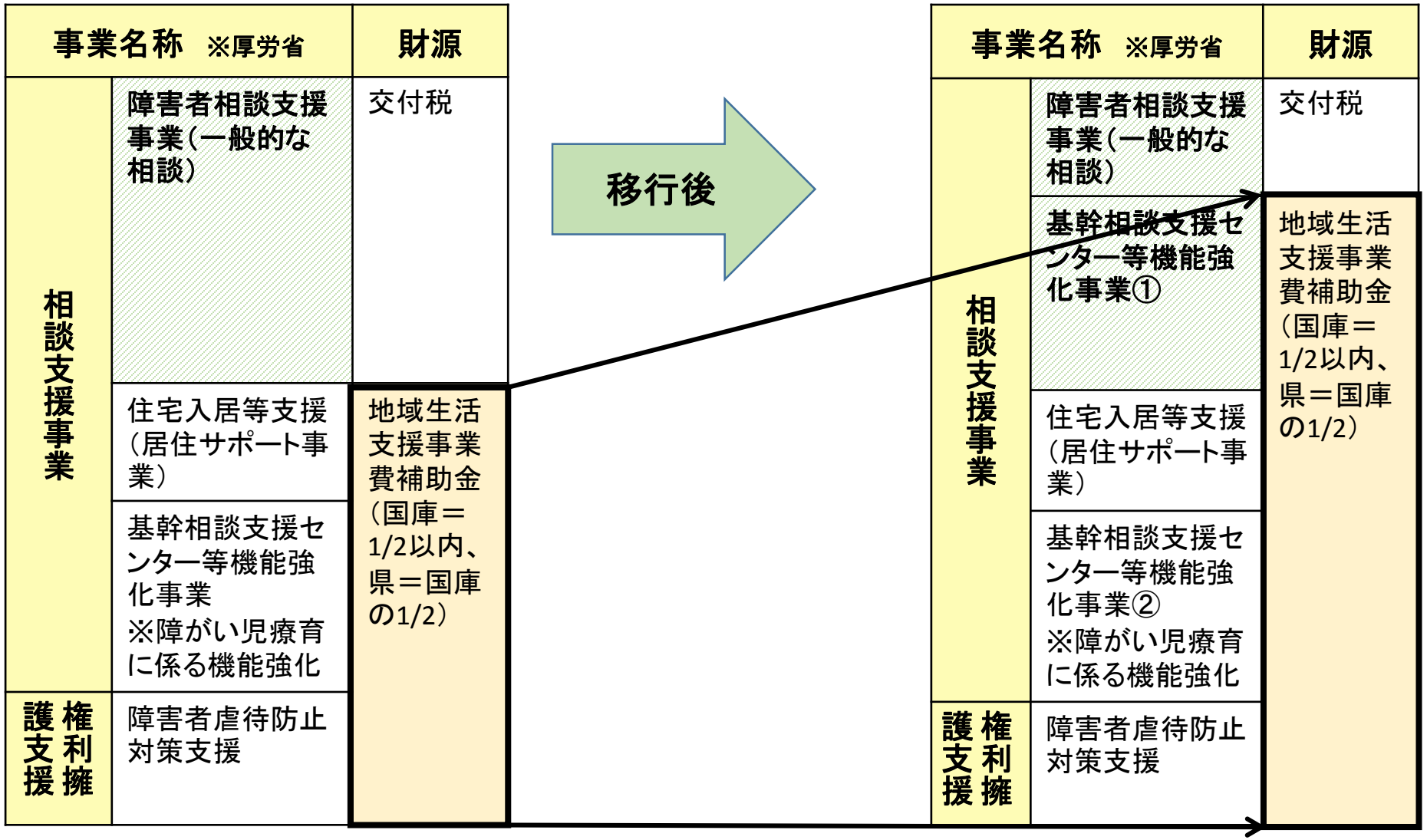

飯塚圏域における基幹相談支援センターの運営について③

（3）設置場所（センターに必要な機能・条件）

1　地域住民が利用しやすい場所にある。（交通の便がよい）
2　わかりやすい場所にある。
3　トイレ等バリアフリー対応の施設となっている。
4　利用者用の駐車場が完備されている。
5　事務室、相談室及び会議室として利用できる十分なスペースがある。
　（必要面積　約95～100㎡）
6　耐震又は免震構造の建物である。
7　賃料、駐車場借上料等の経費を抑えられる施設である。

現在検討中

飯塚圏域における基幹相談支援センター開所までのスケジュール（案）

平成28年度

９月	職員体制の検討
	全5法人と協議
	事業費積算額見積
１０月	当初予算作成作業
１１月～３月	備品等調整
	基幹センター業務整理

平成29年度

上半期	地域住民や関係機関への案内、周知
	開所（予定）